

告示

埼玉県告示第千二百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和二年十月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
ももたろう腎・泌尿器科クリニック	蕨市塚越二―六―七パレードⅡ一―B	令和二年八月三十一日
松野クリニック	草加市栄町三―四―三	令和二年六月二十七日
さとう眼科クリニック	所沢市日吉町九―八第二本橋ビル五F	令和二年九月一日
耳鼻咽喉科みどりクリニック	狭山市入間川一―三―ニスカイテラス三〇一―A	令和二年八月三十一日
横田医院	富士見市鶴馬一―一六―三五	令和二年七月三十一日
医療法人社団マハロ会けやき通り歯科医院	八潮市中央一―二九―七―二〇一	令和二年八月三十一日
アネックス歯科診療所	鴻巣市本町一―二―一エルミここのす	令和二年七月三十一日
城東歯科	草加市氷川町八五八―一草加接骨院二階	令和二年八月三十一日

西大和歯科クリニッ ク	和光市西大和団地一―七―五	令和二年八月三十 一日
小出歯科医院	飯能市双柳一二四八―六	令和二年四月六日
ユアデンタルクリニ ック新狭山	狭山市新狭山三―九―一九―一F	平成二十九年十二 月三十一日
こすもす薬局	北足立郡伊奈町本町一―二八九―二	令和二年八月三十 一日
マミー薬局2号店	草加市草加一―四―一	令和二年九月一日
アイリス薬局	和光市西大和団地一―七―七	令和二年八月十六 日
ミルク薬局	ふじみ野市亀久保一―一―一六ウエス トビル一〇五	令和二年八月三十 一日
富士薬局羽生店	羽生市下岩瀬二九〇	令和二年八月三十 一日
関越訪問看護ステー ションたんぽぽ	鶴ヶ島市脚折一四五―一	令和元年十月一日
まるくり訪問看護ス テーション	草加市住吉一―一八―二二	令和二年九月三十 日

二 指定施設機関

氏名	住所	施設		廃止年月日
		名称	所在地	
渡邊 憲治		崎連取ステーショ ン	フルールビル二F	令和二年十月一日
福地 一夫		ス エールケアサービ ス	熊谷市新堀一―三五 ―一七	平成三十年五月三 十一日
		KEIRO伊勢 群馬県伊勢崎市連取		